

北広島市公共施設等個別施設計画

給食調理場編

令和2年(2020年)3月

北広島市

目 次

1	策定の背景と目的	1 ページ
2	個別施設計画の位置付け	1 ページ
3	計画期間	1 ページ
4	標準使用年数の設定	1 ページ
5	対象施設及び劣化状況	
(1)	劣化状況の評価の基準	2 ページ
(2)	対象施設及び劣化状況	2 ページ
6	個別施設に係る方針	
(1)	個別施設の今後の方針に係る用語の定義	2 ページ
(2)	個別施設の方針	2 ページ
7	対策の優先順位の考え方	3 ページ

個別施設計画シート

学校給食センター	4 ページ
広葉中学校給食調理場	5 ページ
西の里中学校給食調理場	6 ページ

1 策定の背景と目的

平成 25 年 11 月に、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設を管理及び所管する国や地方公共団体の各機関は、施設の維持管理、更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することとされました。

このことを踏まえ、本市では、平成 28 年 6 月に行動計画にあたる「北広島市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正管理に向けた基本方針等を定めたところであります。

本計画は、当該基本方針等に基づき、個別施設について、戦略的な維持管理、更新等を推進することを目的として策定するものです。

2 個別施設計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画等において、地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画(行動計画)に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として示されている「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」に位置付けるものです。

3 計画期間

計画期間は、令和元年度(2019 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの 10 年間とします。なお、社会情勢等によって公共施設等を取り巻く環境は、変化し得るため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

4 標準使用年数の設定

施設の寿命を想定する指標としては、法定耐用年数が存在しますが、実際には、法定耐用年数を超えて使用する場合は一般的です。

そのため、今後の施設の維持、長寿命化等の目安として、物理的耐用年数に基づく標準使用年数を次のとおり設定し、個別施設の今後の方針を決める上での参考とします。

なお、設定の根拠として、(一社)日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考とし、中間値を採用します。

構 造	「建築物の耐久計画に関する考え方」の範囲	標準使用年数
RC 造(鉄筋コンクリート造)	50～80 年	65 年
SRC 造(鉄骨鉄筋コンクリート造)		
S 造(重量)(鉄骨造)		
CB 造(コンクリートブロック造) (SB 造(セラミックブロック造)は、CB 造に準じる。)		
S 造(軽量)(鉄骨造)	30～50 年	40 年
W 造(木造)		

5 対象施設及び劣化状況

本計画の対象施設は、(2)に掲げる施設であり、当該対象施設について、劣化状況の評価を行いました。劣化状況の評価の基準は、(1)に記載のとおりです。

(1) 劣化状況の評価の基準

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

(2) 対象施設及び劣化状況

No	施設名	建物概要										劣化状況								
		建築年度	① 経過年数	② 標準 使用年数	②-①	延床 面積 (㎡)	構造 種別	耐震 診断	耐震 化	地上 (階)	地下 (階)	屋根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上 げ	電 気 設 備	給 水 設 備	排 水 設 備	空 調 設 備	そ の 他 設 備	外 構
1	給食センター	昭和48	46	65	19	972	S	実施済み	実施済み	2	0	A	B	B	C	B	D	C	C	B
2	広葉中学校給食調理場	平成11	20	65	45	861	RC	新耐震基準	不要	2	0	B	B	B	B	B	B	B	C	A
3	西の里中学校給食調理場	平成13	18	65	47	1282	RC	新耐震基準	不要	2	0	B	B	B	B	B	B	B	C	A

6 個別施設に係る方針

(1) 個別施設の今後の方針に係る用語の定義

存 続	その施設を維持すること。
更 新	その施設の建替え(移転、統合及び複合化による建替えを含む。)を すること。
廃 止	その施設を廃止すること。
統 合	類似施設の機能を、その施設に集約すること。
複合化	別の施設の異なる機能をその施設に集約すること。

(2) 個別施設の方針

個別施設に係る今後 10 年間の方針を次のとおりとします。なお、当該方針は、社会情勢等の変化や個別施設の劣化状況等の変化に応じて、適宜見直しながら取り組めます。

No	施設名	地区	基本的な方針	
1	給食センター	東部	更新	学校給食衛生管理基準やアレルギーへの対応のため、防災機能を併せ持つ学校給食施設の整備を進める。
2	広葉中学校給食調理場	北広島 団地	存続	当該施設は、中学校3校分の給食提供している重要な施設であることから施設維持していく。また、築18年経過しているため今後10年間で屋上防水や設備機器等の更新などの中規模修繕の実施を検討する。
3	西の里中学校給食調理場	西の里	存続	当該施設は、中学校3校分の給食提供している重要な施設であることから施設維持していく。また、築16年経過しているため今後10年間で屋上防水や設備機器等の更新などの中規模修繕の実施を検討する。

7 対策の優先順位の考え方

当市の給食調理場施設は、市内小中学校、適応指導教室「みらい塾」及び札幌養護学校共栄分校に給食を提供している。その内、学校給食センターは、今後施設の移転方針のため、給食提供に影響のない範囲で必要最低限の改修とする。

また、広葉中学校給食調理場及び西の里中学校給食調理場については、建設後15年以上経過しているため、機械設備の劣化が顕著となっている。給食提供に必要な機器（ボイラー設備・給湯設備・厨房機器）を優先して修繕する。

個別施設計画シート

1 施設の概要

対象施設名	給食センター	延床面積	972 m ²
所在地	朝日町5丁目1番地4	建築年度	昭和48 年度 (1973 年度)
構造種別	S	階数	地上 2 階 地下 0 階

2 計画期間

令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)まで

3 計画期間内の施設の基本的な方針等

方針	更新
説明	最新の学校給食衛生管理基準や食物アレルギーへの対応のため、学校給食や食育学習機能、災害時における食料の配送拠点や備蓄等の防災機能を有する防災食育施設整備を進める。
目標使用年度	令和6年度(2024年度)

4 施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)

ボイラー設備、給排水設備、厨房機器等の劣化が顕著である。

5 この施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等

当該施設は、市内小学校8校、適応指導教室みらい塾及び札幌養護学校共栄分校に学校給食(3,200食程度)を提供する重要な施設である。

6 改修等の対策を実施する際に考慮すべき事項

給食提供に影響が出ないことが必要である。

7 改修等の対策の優先順位の考え方

今後施設の更新を控えているが、施設維持のため必要最低限の修繕、機器の更新は必要である。

8 改修等の対策内容、実施時期及び対策費用(概算金額)

実施予定年度	対策内容	金額
計画期間内	令和3年度 実施設計	25,608 千円
	令和3年度 粗造成工事	240,350 千円
	令和3年度 建築確認及び構造計算手数料	410 千円
	令和4～6年度 建築工事・工事管理	3,111,100 千円
	令和4～6年度 備品等整備	250,000 千円
計画期間外		千円
		千円
		千円
		千円
		千円

※この計画に記載の内容は、社会情勢等の変化、個別施設の劣化状況等に応じて、適宜見直ししながら取り組みます。

個別施設計画シート

1 施設の概要

対象施設名	広葉中学校給食調理場	延床面積	861 m ²
所在地	広葉町5丁目1番地	建築年度	平成11 年度 (1999 年度)
構造種別	RC	階数	地上 2 階 地下 0 階

2 計画期間

令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)まで

3 計画期間内の施設の基本的な方針等

方針	存続
説明	当該施設は、中学校3校分の給食提供している重要な施設であることから施設維持していく。また、築18年経過しているため今後10年間で屋上防水や設備機器等の更新などの中規模修繕の実施を検討する。
目標使用年度	令和46年度(2065年度)

4 施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)

厨房機器や蒸気配管の劣化が顕著である。

5 この施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等

当該施設は、市内中学校3校に学校給食(約500食程度)を提供する重要な施設である。

6 改修等の対策を実施する際に考慮すべき事項

給食提供に影響が出ないことが必要である。

7 改修等の対策の優先順位の考え方

給食提供に重要な機器類(ボイラー設備、厨房機器、給湯設備)を優先的に修繕する。

8 改修等の対策内容、実施時期及び対策費用(概算金額)

実施予定年度		対策内容	金額
計画期間内	令和3年度	中規模修繕(屋根、外壁、電気設備、機械設備等の劣化部分の修繕)及び監理委託	149,298 千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
計画期間外	令和14年度	大規模改修実施設計	5,855 千円
	令和15年度	大規模改修(劣化部分の修繕及び社会的要求に応じる改修)及び監理委託	149,298 千円
	令和34年度	中規模修繕実施設計委託	5,855 千円
	令和35年度	中規模修繕(屋根、外壁、電気設備、機械設備等の劣化部分の修繕)及び監理委託	149,298 千円
			千円

※この計画に記載の内容は、社会情勢等の変化、個別施設の劣化状況等に応じて、適宜見直ししながら取り組みます。

個別施設計画シート

1 施設の概要

対象施設名	西の里中学校給食調理場	延床面積	1,282 m ²
所在地	西の里790番1	建築年度	平成13 年度 (2001 年度)
構造種別	RC	階数	地上 2 階 地下 0 階

2 計画期間

令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)まで

3 計画期間内の施設の基本的な方針等

方針	存続
説明	当該施設は、中学校3校分の給食提供している重要な施設であることから施設維持していく。また、築16年経過しているため今後10年間で屋上防水や設備機器等の更新などの中規模修繕の実施を検討する。
目標使用年度	令和46年度(2065年度)

4 施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)

ボイラー設備、給排水設備、厨房機器等の劣化が顕著である。

5 この施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等

当該施設は、市内中学校3校に学校給食(約1,200食程度)を提供する重要な施設である。

6 改修等の対策を実施する際に考慮すべき事項

給食提供に影響が出ないことが必要である。

7 改修等の対策の優先順位の考え方

給食提供に重要な機器類(ボイラー設備、厨房機器、給湯設備)を優先的に修繕する。

8 改修等の対策内容、実施時期及び対策費用(概算金額)

実施予定年度	対策内容	金額	
計画期間内	令和3年度	中規模修繕実施設計委託	6,539 千円
	令和4年度	中規模修繕(屋根、外壁、電気設備、機械設備等の劣化部分の修繕)及び監理委託	222,299 千円
			千円
			千円
			千円
			千円
計画期間外	令和16年度	大規模改修実施設計	6,539 千円
	令和17年度	大規模改修(劣化部分の修繕及び社会的要求に応じる改修)及び監理委託	222,299 千円
	令和36年度	中規模修繕実施設計委託	6,539 千円
	令和37年度	中規模修繕(屋根、外壁、電気設備、機械設備等の劣化部分の修繕)及び監理委託	222,299 千円
			千円

※この計画に記載の内容は、社会情勢等の変化、個別施設の劣化状況等に応じて、適宜見直しながら取り組みます。